

# 総務建設常任委員会

令和2年11月20日

葛城市議会

# 総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和2年11月20日（金） 午前10時51分 開会  
午前11時30分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 川村優子  
副委員長 松林謙司  
委員 杉本訓規  
" 増田順弘  
" 岡本吉司  
" 下村正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員 議員 梨本洪珪  
" 吉村始  
" 谷原一安

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 阿古和彦  
副市長 溝尾彰人  
企画部長 吉川正人  
人事課長 板橋行則  
" 補佐 森本啓二  
総務部長 吉村雅央

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 岩永睦治  
書記 和田善弘  
" 高松和弘  
" 福原有美

7. 付議事件（付託議案の審査）

議第81号 葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて

- 議第82号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 議第83号 葛城市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 議第84号 葛城市一般職の職員ゝの給与に関する条例の一部を改正することについて
- 議第85号 葛城市会計年度任用職員ゝの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

開 会 午前10時51分

**川村委員長** ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆様、おはようございます。昨日来より非常に暖かい日が続いて、今日は雨と、非常に寒暖差の激しい、そういった体調管理がなかなか難しい今日この頃でございます。また、コロナ感染症も、また、今日の新聞には、葛城市3名という記事が載っておりました。第3波を非常にどうだろうかと危惧していたわけですが、非常に厳しい状況の中で、葛城市としましても、しっかりとその対策に、気持ちを引き締めて進めていかなければならないというふうに変更して思わせていただきました。市長選も終わりました、また阿古市長がご就任なさいまして、本臨時会によります、いろいろと市長から出されております議案がございます。皆様、慎重審議をいただきまして、スムーズな委員会が開かれますように、ご協力よろしくお願いたします。

委員外議員の出席がございます。吉村始議員、梨本議員、谷原議員、3名です。

発言される場合は、必ず挙手をいただきまして、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてから、マスクをされたままご発言されますようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりません。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議の進行に際しましては、密閉空間にならないように、出入口、また窓を開放しております。発言される折には、マスクを着用されたままご発言いただきますようお願いいたします。発言につきましては、簡単明瞭にいただきまして、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

ここでお諮りをいたします。

議第81号から議第85号までの条例の一部改正5議案につきまして、関連がございますので、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村委員長** ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定いたします。

それでは、議第81号から議第85号までの5議案を一括議題といたします。

本5議案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉川企画部長。

**吉川企画部長** 改めまして、おはようございます。企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま議題となりました議第81号から議第85号までの5議案につきまして、一括して説明させていただきます。まず、全体に関わる改正理由でございます。本年の人事院勧告において、一般職の職員の特別給について、民間給与が国家公務員給与を下回ったことから、0.05月分の引下げが勧告されました。これを受けまして、国の一般職の職員及び特別職の職員、そして一般職の任期付職員に係る本年の期末手当を0.05月分引き下げのための法案が、今第203回国会に提出されているところでございます。この国の方針に準じまして、本市のそれぞれの条例を改正するものでございます。

それでは、各議案ごとに改正内容を説明させていただきますので、お手元に配付しております新旧対照表をご覧くださいと思います。表の左側が改正前で右側が改正後となっております。改正部分にはアンダーラインを引いており、改正後につきましては赤字で表記しております。

初めに、議第81号、葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。まずは、改正条例第1条で改正する部分でございます。新旧対照表の2ページをご覧くださいと思います。第8条第2項において、特定任期付職員の期末手当の支給率について規定しておりまして、後ほど議第84号で説明いたします、一般職の職員の給与に関する条例の読替えにより、その率を規定しているものでございます。第2項の表の下段の、一般職の給与条例第15条第2項に規定している、一般職の職員に対する期末手当の支給率である100分の130を100分の125に改め、その読替規定である100分の170を100分の165に改め、特定任期付職員に対し支給する本年の期末手当の支給率を0.05月分引き下げるものでございます。

続きまして、改正条例第2条で改正する部分でございます。新旧対照表の3ページをご覧くださいと思います。令和3年度以降に支給する期末手当につきまして、改正条例第1条で引き下げた0.05月分を6月期と12月期に均等按分いたしまして、それぞれ1.675月に改正するものでございます。改正条例第1条で改正いたしました100分の125を100分の127.5に、100分の165を100分の167.5にそれぞれ改めるものでございます。

次に、4ページをご覧くださいと思います。最後に附則といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は、令和3年4月1日施行とするものでございます。

次に、議第82号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正でございます。新旧対照表をお願いいたします。まず、改正条例第1条で改正する部分でございます。新旧対照表の1ページをご覧くださいと思います。これも、ただいまの改正と同様に、一般職の職員の給与に関する条例の読替えにより、本市の議会議員に対する期末手当の支給率を規定しているものでございまして、一般職の給与条例第15条第2項に規定しております、一般職の職員に対する期末手当の支給率である100分の130を100分の125に改め、その読替規定である100分の170を100分の165に改め、議会議員に対する本年の期末手当の支給率を0.05月分引き下げるものでございます。

続きまして、改正条例第2条で改正する部分でございます。裏面の2ページをご覧ください

きたいと思います。令和3年度以降に支給する期末手当につきまして、改正条例第1条で引下げを行いました0.05月分を6月期と12月期に均等按分いたしまして、それぞれ1.675月分に改正するものでございます。改正条例第1条で改正いたしました100分の125を100分の127.5に、100分の165を100分の167.5にそれぞれ改めるものでございます。最後に附則といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものとしたしまして、改正条例第2条の規定は、令和3年4月1日施行とするものでございます。

次に、議第83号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。新旧対照表をご覧くださいと思います。まず、改正条例第1条で改正する部分でございます。新旧対照表の1ページでございます。第6条に規定しております常勤の特別職に対する期末手当の規定の改正でございます。これも、ただいまの改正と同様に、一般職の職員の給与に関する条例の読替えにより、期末手当の支給率を規定しているものでございまして、一般職の給与条例第15条第2項に規定している、一般職の職員に対する期末手当の支給率である100分の130を100分の125に改め、その読替規定である100分の170を100分の165に改め、常勤の特別職に対する本年の期末手当の支給率を0.05月分引き下げるものでございます。

次に、2ページをご覧くださいと思います。本則の附則に第8項と第9項の2項を追加するものでございます。第8項では、本年、令和2年12月1日から市長の任期末でございます令和6年10月30日までの間、給料の50%を減額し、月額44万5,000円とするものでございます。また、第9項では、市長と同期間、副市長の給料の15%を減額し、月額62万9,000円とするものでございます。

続きまして、改正条例第2条で改正する部分でございます。新旧対照表3ページをご覧くださいと思います。令和3年度以降に支給する期末手当につきまして、改正条例第1条で引き下げました0.05月分を6月期と12月期に均等按分いたしまして、それぞれ1.675月分に改正するものでございます。改正条例第1条で改正いたしました100分の125を100分の127.5に、100分の165を100分の167.5にそれぞれ改めるものでございます。最後に附則といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は、令和3年4月1日施行とするものでございます。

次に、議第84号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。新旧対照表をお願いいたします。まず、改正条例第1条で改正する部分でございます。新旧対照表の1ページをご覧くださいと思います。第15条に規定しております、一般職の職員に対する期末手当の規定の改正でございます。第2項に規定しております期末手当の支給率である100分の130を100分の125に改め、本年の期末手当の支給率を0.05月分引き下げるものでございます。

次の第3項は、再任用職員に対する期末手当の支給率の規定で、再任用職員に対する期末手当の支給率の減額はございませんが、これも読替規定になっておりますので、前項で改正した内容と同様に、100分の130を100分の125に改めるものでございます。

続きまして、改正条例第2条で改正する部分でございます。新旧対照表の6ページをご覧

いただきたいと思います。令和3年度以降に支給する期末手当につきまして、改正条例第1条で引き下げた0.05月分を6月期と12月期に均等按分し、それぞれ1.275月に改正するものでございまして、改正条例第1条で改正いたしました100分の125を100分の127.5にそれぞれ改めるものでございます。最後に7ページでございます。附則といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は、令和3年4月1日施行とするものでございます。

最後に、議第85号、葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員の期末手当の支給率に変更はございませんが、これも一般職の職員の給与条例の読替規定となっておりますので、ただいまの給与条例の改正に合わせて、本条例を改正するものでございます。

まず、改正条例第1条で改正する部分でございます。新旧対照表の1ページをご覧くださいと思います。第15条では、フルタイム会計年度任用職員に対する期末手当の規定でございまして、一般職の給与条例を引用しております100分の130を100分の125に改めるものでございます。第25条では、パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当の規定でございまして、第15条の改正と同様に、一般職の給与条例を引用しております100分の130を100分の125に改めるものでございます。

続きまして、改正条例第2条で改正する部分でございます。新旧対照表の3ページをご覧くださいと思います。令和3年度以降に適用する条文の整理で、改正条例第1条で改正いたしました100分の125を100分の127.5にそれぞれ改めるものでございます。最後に4ページでございます。附則といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は、令和3年4月1日施行とするものでございます。

以上で、給与改定に関わります条例改正5議案についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**川村委員長** ただいま説明を願いました5議案に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松林副委員長。

**松林副委員長** お聞きをしたいのですけれども、議第83号の2ページ、ここで市長の給料月額が附則で44万5,000円、そして、副市長が62万9,000円と、こういうふうに決められてあるんですけども、ここで、人事院勧告の0.05月引下げの部分というのは、反映されないということなんでしょうか。ここをお聞きしたいのですけれども。既にここで決まっておりますので。

**川村委員長** 吉川企画部長。

**吉川企画部長** ただいまの松林委員のご質問にお答えいたします。

この改正は、12月1日から任期末の令和6年10月30日までの間を減額する規定でございますので、今回、今年12月の期末手当の支給基準日が12月1日でございますので、この改正後の額が期末手当の支給基準額になると、計算の基準額になるということでございます。したがって、減額された後の額で期末手当は支給されるということでございます。

**川村委員長** 松林副委員長。

**松林副委員長** 基本、もともとある、決まっておる歳費、ここが0.05月引き下げられて、その半額という形でいいんでしょうか、考え方として。例えば市長の歳費というのは、どういうふうな算出、0.05月、人事院勧告がどこで反映されるのか。

**川村委員長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** 恐らく混同されているのが、まず月額給料とボーナス。月額というものを、まず50%なり15%にしていると。その掛ける3か月分だったり、何か月分というものでボーナスが決まりますので、今のものは50%カットした上で、3.何か月が0.05月分下がった分でまた算定されるということなので、二重になっていると。なので、反映されているといえれば反映されております。

**川村委員長** ほかに質疑は。

増田委員。

**増田委員** 先ほどご説明をいただきまして、同じく議第83号の附則の部分でございます。まず、提案されている理由については、公約であるということを経由して理由に挙げられております。私、以前の、なぜ減額をするんだという議論の中で、記憶で申し訳ないんですけども、葛城市の市長の報酬自体が、89万円自体がいかげんなものかというふうなお話を、私、お聞きした記憶がございます。先ほどの部長の答弁の中では、審議会の中で、職務の対価であると、こういうふうにご説明をいただきました。私も、この89万円がほかの市よりも若干、12市のうち、やや多いほうであるので、それはそれなりに審議会の中で決められたこととございますので、尊重するべきかなと思うんですけども、公約の中でこれを半分にするんだと言っているから半分にするということ以外に、市長の中で、この89万円に対する対価の評価といいますか、考え方、いやいや、これが審議会の職務の対価に相当する金額であるというふうにお考えなのかどうかということをお聞きしたいというのが1つ。

もう一つは、公約であるという理由なんですけども、私、副市長の減額も公約にあったのかどうか、公約自体見てないので分からない。恐らくあった記憶は、私ないんです。それも今回上げてこられてるという理由について、この2点についてお聞きします。

**川村委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 本会議の席でもお話しさせていただいたんですけども、4年前の意味と今回の意味は、また別であるというお話をさせていただいたと思います。ですので、4年前の答弁がそのまま多分ご記憶があるんやろうと思いますけども、今回はそういう意味ではないという理解をしていただきたいと思います。当然、本則でいらってないということは、今現在の条例で認められている対価というものは正当であるという認識をしておる中での、今回は公約と申しあげましたけども、選挙期間中のチラシの中には、実はこの部分には全くふれてないんです。ただ、私の方の応援していただいている市民団体とのお話の中で、次期の4年間、もし、当選されたらどうされますかというお話の中で、そのときに、また次の4年間も、今までの4年間と同じような報酬でいきたいというお話をさせていただいたことが、たしかチラシの1行か何か、多分書かれてたという認識があります。ですので、そのことが公約という形に私はなるという思いの中で、今回の条例を上げさせていただいてるということです。決して



審議会等が提示された金額が対価的に間違っているという思いはございませんので、ですから、本則はいらってない。あくまで私の任期期間中の報酬部分、給料部分を減額、ボーナスも退職金もそうなるんですけども、減額することによって、そのお金をまちづくりのため、一般会計に入りますので、いろんな使い方はあるとは思いますが、その部分で使わせていただきたいという思いの中で、本議案を提案させていただきました。

それと、もう一つ、副市長の給料の件、これ、全く実は書いておりません。これは全く言ってもない話なんですけども、こちらの方は、実は4年前の議論の中で、市長が半分にするのであれば、ある程度、行政として、特別職はその思いというものをというようなお話でございましたので、副市長と相談させていただきました。その中で、市長がその思いであるのであればというご返事いただきましたので、今回、4年前と一緒に形の減額の条例案を出させていただいたというところでございます。

以上でございます。

**川村委員長 増田委員。**

**増田委員** 分かりました。4年前はいろいろとお話しされた記憶があるので、そのときはそうであったと。ちょっと多過ぎると。12市のうちでも、規模の割に多いということだったけども、今はそれが正しい評価であると、こういうふう認識してるということでございます。

それから、副市長に関しては、前回の議会での、いろんな市長、副市長の立場を踏まえて、どうするんだと、考えてるのかというふうな、私もそのときの記憶ございますけれども、そういうふうないきさつから連動といいますか、副市長にも一定の減額を理解していただいたと。今回もそのようにさせていただいたということです。これ、条例を改定するという市長からの、権限がございまして、変えるねんと。今、議会でちゃんと判断してくれと、こういうふう提案をされてるんですけども、支援者の方が、どうするんだと。当然、興味といいますか、関心といいますか、あれだけの思い切った減額を引き続いてやるのかということに関しては、私は、市民の方は、支持者の方も、ご関心があってお聞きになったであろうというふうに思うんですけども、市民のために使いたいと。これは非常に立派なお考えであり、議会も、そんな尊い思いをするならば、そういうことを共有するべきではないか。こういうふうな思いに駆られるんですけども、それが非常に市長に対する人間評価に効果を出している。市長自ら腹切って、そういうふうやられてるんだと。私は、これ、あまり突っ込んだら問題発言になるので言いませんけども、このことは、選挙に挑むときの非常に有効な手段であったのかと。こういうことがあまりまかり通ると、いかがなものかなと。ご指摘を受けるぎりぎりの手段を講じられてると。私は、あまり市民に対して、これは大きい金額です。試算されたら、1,000万円以上、2,000万円ぐらいですか。退職金も入ると非常に大きな金額が市民のために還元されるということに関しては、非常にいいことであるかもしれませんが、こういうことが、あちらでもこちらでもやると、何か市民の人気取り合戦みたいになってしまうと危険だなと。そういうことだけ、こんな答弁できないので、危惧してるということだけ発言させていただきます。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 僕は議第82号の議員報酬に特化してお聞きします。これは全体的にも言えるんですけども、コロナの中で、なかなか周りの方々、市民の方々は苦しい。企業の方々も、絶好調という方もおられるんですけど、やっぱり厳しいという方が多い。毎年、これ聞いてるんですけども、0.05月という数字の根拠です。僕、聞いたんですけど、県の職員は0.1月という数字を選択されてるみたいなので、先ほど部長も対象企業とおっしゃいましたけど、毎年聞いててあれなんですけども、どういった根拠で0.05月。僕はもっと下がると思ってたんですけども、毎年上がるから反対してるんですけど、今年は下がるのであれなんですけども、この0.05月という数字が僕はあんまり納得できないので、説明をお願いします。

川村委員長 企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。ただいまの杉本委員の質問にお答えさせていただきます。

葛城市の一般職、あるいは常勤の特別職、それから議会議員の報酬、期末手当につきましては、全てこれまでから国に準拠しているというのが現状でございます。今回も、国の人事院勧告に伴いまして、国の一般職の職員の期末手当を0.05月分引き下げるということに伴って、国の常勤の特別職につきましても、同様に0.05月分引き下げられるということに準じて、今回も葛城市の議会議員の期末手当についても同様の取扱いをさせていただいたということでございます。県の人事委員会の勧告では、一般職に対する期末手当の引下げが0.1月分であるというのは認識しているところでございますけども、これまでから、国の人事院あるいは県の人事委員会との差があった場合もございましたけども、全て国の方に準じているということで、今回も同じような対応をさせていただいているところでございます。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 県の方は、独自でその数字を選択された。部長も、人事院勧告に準じてという、それは強制力はないですね。いつもは増えるから反対してたんですけど、今回は減るので、僕も反対とかできないんですけども、コロナの中、困ってはる。いつも僕聞いて、答えは返ってこないんですけど、対象企業というのは、上の対象企業の方々ばかりで、僕は、葛城市の周りの方々に聞いてて、今年調子いいという企業の方は少ないと思うんです。その中で議員の給料をできるだけ下げさせていただきたいというのが僕の思いなので、ほかの議員はどう思っってはるのか分からないんですけど、こういった数字に関して、今回は、県の職員が選択された0.1月で行った方がいいかなと、意見だけ言わせていただいて、終わらせていただきます。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結したいと思います。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行い

ます。

まず、議第81号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第81号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第81号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第82号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第82号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第82号は原案のとおり可決することと決定いたしました。

次に、議第83号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

増田委員。

**増田委員** 先ほど質疑させていただいた中で、私は、この条例を、市長も職務の対価については十分理解していると、これだけの報酬を与えるべきであるという認識であるにも関わらず、選挙の公約、支持者との約束の中で、これを半額にするんだという理由については、私としては納得できない。そのことを申し述べて、反対とさせていただきます。

**川村委員長** 今、反対の討論がございましたが、賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** そうしましたら、討論を終結いたします。

それでは、ここで議第83号議案を採決いたします。

議第83号議案に対して賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**川村委員長** 起立多数であります。よって、議第83号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第84号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第84号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第84号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第85号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第85号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第85号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可いたしますが、ありませんでしょうか。

吉村議員。

(吉村始議員の発言あり)

川村委員長 ほかにありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

皆様、今日は非常にスケジュール過密の中、慎重審議をいただきましてありがとうございます。非常にいろんな角度から、この5議案につきましてはご意見をいただいたというふうに感じております。ありがとうございました。

これをもちまして総務建設常任委員会を閉会させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

閉 会 午前11時30分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

川村 優子